

会 議 録

会議の名称	令和6年度第4回川越市建築審査会
開催日時	令和6年11月6日（水） 午前10時00分 開会 ・ 午前10時40分 閉会
開催場所	本庁舎7階 第1委員会室
議長（委員長・会長）氏名	川越市建築審査会長 山元勇氣
出席者（委員）氏名（人数）	【委員】 石井庸久、浦江真人、高岩裕也（3名）
欠席者（委員）氏名（人数）	【委員】 平野秋生（1名）
事務局職員職 氏名	【川越市都市計画部建築指導課】 課長：戸館貴之、副課長：石川直紀、主幹：織田健次郎、副主幹：入曾卓也、主査：金子忠幸
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 令和6年度第4回川越市建築審査会 議題 （1）議案第181号 建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可について （諮問） （2）建築基準法第43条第2項第二号の規定に基づく許可について （報告） （3）その他 4 閉会
配布資料	● 会議次第 ● 川越市建築審査会委員名簿 ● 議案第181号 建築基準法第43条第2項第二号許可（諮問資料） ● 建築基準法第43条第2項第二号許可（報告資料）

議 事 の 経 過	
発 言 者	議題・発言内容・決定事項
事務局	1 開会
事務局 (建築指導課 長)	2 あいさつ
事務局	3 令和6年度第4回川越市建築審査会 (会議の成立報告) 川越市建築審査会条例第5条第2項の規定により、会議が 成立していることを報告。
事務局	(議事進行引継) 川越市建築審査会条例第5条第1項の規定により、議事進 行を会長へ引き継ぐ。
事務局	(傍聴希望者の確認) 「傍聴希望者はない。」ことを報告。
議長	(議事進行) 議題(1)「議案第181号 建築基準法第43条第2項 第二号の規定に基づく許可について(諮問)」
事務局	「議案第181号 建築基準法第43条第2項第二号の規 定に基づく許可について(諮問)」を説明。
議長	質問等ありますか。
委員	プラン変更(計画変更)があった場合に諮問をする基準が あれば教えてください。
事務局	建築確認申請では、「最高の高さ」等が高くなる場合は、 計画変更という申請を行いますが、「法第43条許可」では、 プラン変更(計画変更)という手続きはありません。 そのため、許可申請から改めてやり直していただく事とな ることから、再度、諮問させていただきました。
委員	現在、工事は途中で止まっているということですか。
事務局	前回の許可後に、申請者からプラン変更の打診があり、プ

	ラン変更を行う場合、許可申請をやり直す必要がある旨は伝えており、そもそも工事に着手していません。
委員	近隣住民からの承諾は、頂いていますか。
事務局	今回の空地所有者は、全て川越市で、所管課の建築住宅課より空地部分の使用の承諾をいただいております。
議長	他に質問等はございますか。
各委員	(質疑応答) ありません。
議長	これより議題（１）の審議に入ります。ご意見等のある方はいますか。
各委員	(審議) なし。
議長	今回の諮問案件につきまして、同意としてよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	(議案裁決) 全会一致により同意。
議長	(議事進行) 【議題（２）建築基準法第４３条第２項第二号の規定に基づく許可について（報告）】
事務局	「建築基準法第４３条第２項第二号の規定に基づく許可について（報告）」を説明。
議長	質問等ありますか。
委員	報告番号７番の写真③をみると、看板が空地の中に設置されているように見えますが、この看板の扱いについて教えてください。

事務局	看板が、協定空地部分の4 mの中に入らなければならないように、撤去（撤去）の対象となります。
委員	写真⑤で、道路の一番手前左側にも看板があります。
事務局	この2つの看板（建築物等における突出部分等）は、空地の中に設置しておりますが、所有者から撤去の承諾はいただいておりますので、許可となります。
委員	わかりました。
議長	（報告結果） 2件の許可報告について了承。
議長	（議事進行） 【議題（3） その他】
事務局	（報告事項） 報告事項なし
事務局	4 閉会 （議事録署名委員） 本日の議事録署名について、山元会長のほか、石井委員に決定。
事務局	（次回開催予定） 次回の開催予定は、令和7年1月8日（水）午前10時からであることを確認。